

令和 7 年第 1 回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和 7 年 1 月 3 1 日（金） 午後 2 時 0 0 分 開会 午後 2 時 3 0 分 閉会		
開催場所	瑞浪市役所 4 階 全員協議会室		
議 長	大山 理晴 会長		
出席委員 （ 2 0 名）	委員	小 栗 智 幸	勝 股 増 夫
		土 屋 敏 子	安 田 清 和
		加 納 富 雄	水 野 安 喜
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴
		成 瀬 良 美	鈴 木 録 郎
		奥 村 正 子	足 立 正 之
		安 藤 良 一	
	農地利用 最適化推 進委員 （欠員 1 名）	小 倉 清 弘	勝 股 重 雄
		三 輪 徳 夫	渡 邊 俊 美
		有 我 俊 春	岩 嶋 貞 夫
小 川 伸 二			
欠席委員 （ 2 名）		板 橋 仁 晃	遠 山 英 俊
事務局	局長補佐 有 賀 大 輔 主査 日比野 有 真 主事 堀 千 佳 主事 青 柳 慧一郎		
付議事項			
議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について			
議第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について			
議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について			
議第 4 号 土地現況確認申請について			
議第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農 用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に 関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利 用集積等促進計画案について			
議第 6 号 瑞浪市地域農業経営基盤強化促進計画（案）につ いて			
※付議の内容については別添のとおり			

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和7年第1回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員13名、推進委員7名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議 長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委 員

(異議なしの声)

議 長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、水野 安喜委員と勝股 増夫委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

渡邊 美孝委員、説明をお願いします。

渡邊委員

去る1月21日に、小栗 智幸委員、渡邊 俊美委員、有賀局長補佐、日比野主査、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては2件であります。

内容といたしましては、田が4筆、畑が1筆で、面積1,472㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の4ページから6ページになります。

5ページをご覧ください。

3条—1

(議案書の内容を説明)

譲受人が、隣接する住居と併せて農地を購入するものです。

6ページをご覧ください。

3条—2

(議案書の内容を説明)

譲受人が親族の住居に隣接する農地を購入し、親族とともに耕作するものです。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、議題といたします。

渡邊 美孝委員、説明をお願いします。

渡邊委員

農地法第4条の規定による許可申請につきましては1件であります。内容といたしましては、その他が1筆で、面積450㎡であります。詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案集の7ページから9ページになります。

4条—1

(議案書の内容を説明)

農家住宅として利用するため、令和6年12月5日付で農振除外されております。

申請地は小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第2号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議題といたします。

渡邊 美孝委員、説明をお願いします。

渡邊委員 農地法第5条の規定による許可申請につきましては4件であります。

内容といたしましては、田が2筆、畑が1筆、その他が1筆で、面積1,962㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査 それでは、議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案集の10ページから17ページになります。

11ページ、12ページをご覧ください。

5条-1

(議案書の内容を説明)

申請地は小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、13ページ、14ページをお願いします。

5条-2

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で準工業地域に指定されている第3種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、8ページ、15ページをお願いします。

5条-3

(議案書の内容を説明)

申請地は農家の跡取りが住宅を建築するため、令和6年12月5日に農振除外されております。

申請地は小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、16ページ、17ページをお願いします。

5条-4

(議案書の内容を説明)

申請地は小集団で生産性の低い第2種農地で、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第3号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

では、これより議第3号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。
議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第3号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に、議第4号「土地現況確認申請について」を議題といたします。

渡邊 美孝委員、説明をお願いします。

渡邊委員 土地現況確認申請につきましては、1件であります。

内容といたしましては、畑が1筆で、面積62㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査 それでは、議第4号「土地現況確認申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の18ページから20ページになります。

土地ー1

(議案書の内容を説明)

建物登記により、申請地が農地でなくなってから20年を経過したことが確認できますので、土地現況確認申請を承認することに問題ないものと考えます。

以上、議第4号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

では、これより議第4号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第4号「土地現況確認申請について」、申請のとおり相違ない旨の意見をすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第4号は、申請のとおり相違ない旨の意見を添えて、岐阜県知事に進達することに決定いたします。

次に、議第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

- 堀主事 それでは、議第５号「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、ご説明申し上げます。
 （議案書の内容を説明）
 所在地の詳細につきましては２２ページをご覧ください。
 以上、議第５号に係るご説明とさせていただきます。
 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議　　長 ありがとうございます。では、これより議第５号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委　　員 （質問・意見なし）
- 議　　長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
 議第５号「「農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。
- 委　　員 （全員挙手）
- 議　　長 全員賛成ですので、議第５号は、原案のとおり承認することに決定いたします。
 次に、議第６号「瑞浪市地域農業経営基盤強化促進計画（案）について」を議題といたします。
 事務局、説明をお願いします。
- 青柳主事 それでは、議第６号「瑞浪市地域農業経営基盤強化促進計画（案）について」、ご説明申し上げます。
 （議案書の内容を説明）
 地域計画策定の今後の流れとしましては、関係機関からの回答が集まり次第適宜修正等を行い、縦覧期間を設け、異議申し立てが無いようでしたら策定となり市ＨＰに公開されます。地域計画は策定したら終わりではなく、毎年見直しを行い、現況に即した、より良い計画にしていけます。
 以上で説明を終わります。
 以上、議第６号に係るご説明とさせていただきます。
 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議　　長 ありがとうございます。では、これより議第６号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委　　員 （質問・意見なし）
- 議　　長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
 議第６号「瑞浪市地域農業経営基盤強化促進計画（案）について」、協議内容に異議のない委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第6号は、協議内容に異議のないものとし、瑞浪市長に報告することに決定いたします。

 以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員